

平成 2 2 年 度

酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

酒 田 市 監 査 委 員

監 発 第 25 号

平成23年8月22日

酒田市長 阿 部 寿 一 殿

酒田市監査委員 和 田 邦 雄

酒田市監査委員 毛 屋 実

平成22年度酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度酒田市健全化判断比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月12日から平成23年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、平成23年7月12日付をもって市長から審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

健全化判断比率	平成22年度 (%)	平成21年度 (%)	早期健全化 基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.76	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.76	連結実質赤字なし
実質公債費比率	11.9	13.4	25.0	
将来負担比率	63.3	84.6	350.0	

5 審査意見

- (1) 実質赤字比率は、実質収支が黒字であることから健全であると確認した。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であることから健全であると確認した。
- (3) 実質公債費比率は、11.9%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。また、前年と比較すると1.5ポイント改善されている。
この主な要因として、起債償還の終了による元利償還金が減少したことや、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増加により標準財政規模が増加したためであり、単年度比較においても数値は改善されている。
- (4) 将来負担比率は、63.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており良好である。また、前年度と比較すると21.3ポイント改善されている。

この主な要因として、地方債現在高は増加したものの、充当可能財源等が合併特例債等の活用に伴う基準財政需要額算入見込額、公債費充当可能基金及び充当可能特定歳入が増えたこと、並びに標準財政規模が増加したためである。

資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

平成22年度資金不足比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月12日から平成23年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、平成23年7月12日付をもって市長から審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

会計名	平成22年度 (%)	平成21年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	備考
酒田市水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
酒田市病院事業会計	—	—		資金不足なし
酒田市八幡簡易水道事業特別会計	10.5	—		資金不足なし
酒田市定期航路事業特別会計	—	—		資金不足なし
酒田市公共下水道事業特別会計	—	—		資金不足なし
酒田市農業集落排水事業特別会計	—	—		資金不足なし
酒田市合併処理浄化槽事業特別会計	—	—		資金不足なし

5 審査意見

酒田市八幡簡易水道事業特別会計において214万6千円の資金不足が生じた結果、10.5%の不足比率となった。これは、当事業が公営企業法の全面適用化のため、3月末日で打ち切り決算をしたためであり、出納整理期間の収入は、酒田市水道事業会計に引き継がれるもので、特に問題となる資金不足ではない。また、他の会計は全て資金不足がなく、健全な段階にある。